

こんなところにとらぶるの芽 (No.91)

～ちょっと気になる消費生活情報をお届けします～



今の保険証が使えなくなる！？

～マイナ保険証に関する怪しい電話やSMSなどにだまされないで！！～

マイナンバーカードに健康保険証の機能を紐づけることで、マイナンバーカードを保険証（マイナ保険証）として利用することができ、令和6年12月2日から現行の保険証は新たに発行されなくなりました。そんな時に怪しい電話やSMSがあったら・・・🙄

今回のとらぶるの芽では、マイナ保険証についてお話しします。

■マイナ保険証への移行に登録料などの費用はかかりません

今後、マイナ保険証にしないと健康保険制度を利用できなくなってしまうのでしょうか。そのようなことはありません。現行の保険証は、有効期限までの間、最長で令和7年12月1日まで※使用できますし、その後も資格確認書を保険証の代わりとすることで、引き続き医療を受けることができます。

（※後期高齢者医療保険加入の方は令和7年7月31日まで）

マイナ保険証への移行には、**申請書の提出が必要となったり、登録料や更新料などの費用がかかることはありません。**

⚠️ 怪しい電話やSMSなどには要注意 ⚠️

厚生労働省の発表によると、電話で公的機関を名乗る自動音声ガイダンスが流れ、マイナ保険証について「〇番を押すように」といった内容で番号を押すとオペレーターにつながり、個人情報を聞き出そうとする事案が発生しています。

また、電話やSMS（ショートメッセージ）で国や地方自治体などを名乗り、

- ・今の保険証が使えなくなる
- ・マイナ保険証が不正に利用されている
- ・登録料や更新料が必要なので費用を振り込んでほしい

などとして、個人情報を聞き出そうとしたり、金銭を振り込ませるような事案も考えられます。



国や地方自治体が、マイナ保険証について、電話や自動音声ガイダンス、SMSなどを用いて、**直接利用登録を要求することや金銭の請求をすることはありません！**

不審な電話やSMSがあったら対応せず、すぐに警察👮（110番）や消費生活センターなどに連絡しましょう。万が一マイナンバー・暗証番号等を怪しい電話に答えてしまった場合は、マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 に問い合わせましょう。

ここに気を付けよう

- ・現在の保険証は、最長で令和7年12月1日まで（後期高齢者医療保険は令和7年7月31日まで）使用できます。その後も資格証明書を保険証の代わりに使用することができます。
- ・マイナ保険証への移行に登録料・更新料などの費用はかかりません。
- ・怪しい電話やSMSには対応せず、個人情報を安易に伝えない（入力しない）ようにしましょう。
- ・疑問・不安に思ったら最寄りの消費生活センターに相談しましょう。
東京都消費生活総合センター ☎03-3235-1155（相談専用）
局番なし ☎188（消費者ホットライン）



関連リンク

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

（厚生労働省：マイナンバーカードの健康保険証利用について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44772.html

（厚生労働省：詐欺に注意）

<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/0713-1.html>

（厚生労働省：不審な電話・メールにご注意）

消費生活に関わる東京都の情報サイト



<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp>

